

タイのフィナンシャル・セクター・マスター・プラン

開発経済調査部 研究員 安部 健一郎

1月6日、タイ政府は将来の金融市場の青写真を描いたフィナンシャル・セクター・マスター・プラン(Financial Sector Master Plan)を発表した。これは、効率的、安定的、競争的な銀行セクターの形成とともに、中小企業や地方の家計部門といった、これまで金融サービスへのアクセスが制限されていた利用者の便益を向上させようとするものである。

現在、同国には多くのファイナンス・カンパニーや中小銀行が存在しているが、同プランによって、国内銀行・ノンバンクについては、保険の引き受け、株式のブローキング、トレーディング、引き受け以外の全ての金融業務を行うことが出来る銀行(Commercial banks)と、上記の禁止業務に加え外国為替業務、デリバティブ取引が禁止され、サービス対象が中小企業やリーテイルに限定される銀行(Retail banks)に二分されることになる。また、Commercial banks は数、地域に制限されることなく支店を開設することが出来る銀行(Commercial banks with branch permit)と、支店を開設することが出来ない銀行(Commercial banks without branch permit)に分けられる。この再編により、ファイナンス・カンパニーは、Retail bank への移行や銀行との合併を通じて銀行に移行することになり、マスター・プラン後は存続しない。

また、現在オフショア業務のみを行う銀行(BIBF、Bangkok International Banking Facility)と、商業銀行のライセンスを持つ「支店」形態が存在する外国銀行については、現地法人形態か支店形態を選択し移行することとなる。何れの形態も、上記の Commercial banks と同じ業務を行うことが出来るが、支店形態は拠点を一つに限定される一方、現地法人形態は、本店に加え支店を四つまで開設することが出来る。

このプランは、ファイナンス・カンパニーや BIBF の廃止によって、現在 83 の金融機関がひしめく銀行セクターの再編を促し、銀行の競争力を強化することを目的としている。97年の金融危機の反省に基づき、未だ不良債権問題の足枷が外しきれない銀行セクターを大胆に変革することを意図している点で、評価に値しよう。

一方で、当プランの最終的な目的である銀行セクターの強化は、一朝一夕には成し得ない。再編は、金融機関の淘汰を通じ資本の強化等に資するという点において、銀行セクターの競争力向上の要素となるが、その後における金融技術の蓄積やシステム構築には、尚時間がかかろう。また、思惑通り銀行再編が進展するとしても、新たに誕生した銀行の戦略が明確化されない限り、新たな展望は開けない。マスター・プランが実を伴うものになるためには、個別の銀行の具体的な経営計画と、その実現に向けた取り組みが何よりも重要である。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2004 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934（代）ファックス：03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>